

令和7年度 第2回

春日井市国民健康保険運営協議会資料

令和7年12月25日 開催

議題 1	国民健康保険税の課税限度額改定について	1
議題 2	国民健康保険税の税率改定について	
	(1)納付金の推移	2
	(2)県標準保険税率と市保険税率の推移	2
	(3)令和8年度の税率(案)	3
	(4)世帯ごとの影響(給与収入モデルケース)	4

議題1 国民健康保険税の課税限度額改定について

【課税限度額の引き上げ】

地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税額の課税限度額を65万円から1万円引き上げ66万円、後期高齢者支援金分課税額の課税限度額を24万円から2万円引き上げ26万円となります。(令和8年4月1日施行)

地方税法施行令と春日井市国民健康保険税条例の比較表 (単位:万円)

	地方税法施行令				春日井市国民健康保険税条例			
	基礎	支援金	介護	合計	基礎	支援金	介護	合計
令和7年度	66	26	17	109	65	24	17	106
令和8年度	未定				66	26	17	109

施行令改正の翌年度に市条例を改正

※参考 地方税法(抜粋) (昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)

(国民健康保険税)

第七百三条の四

五 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち基礎課税額は、前項各号に掲げる標準基礎課税総額の区分に応じ、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。

十一 第五項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

十九 第十四項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

二十七 第二十二項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

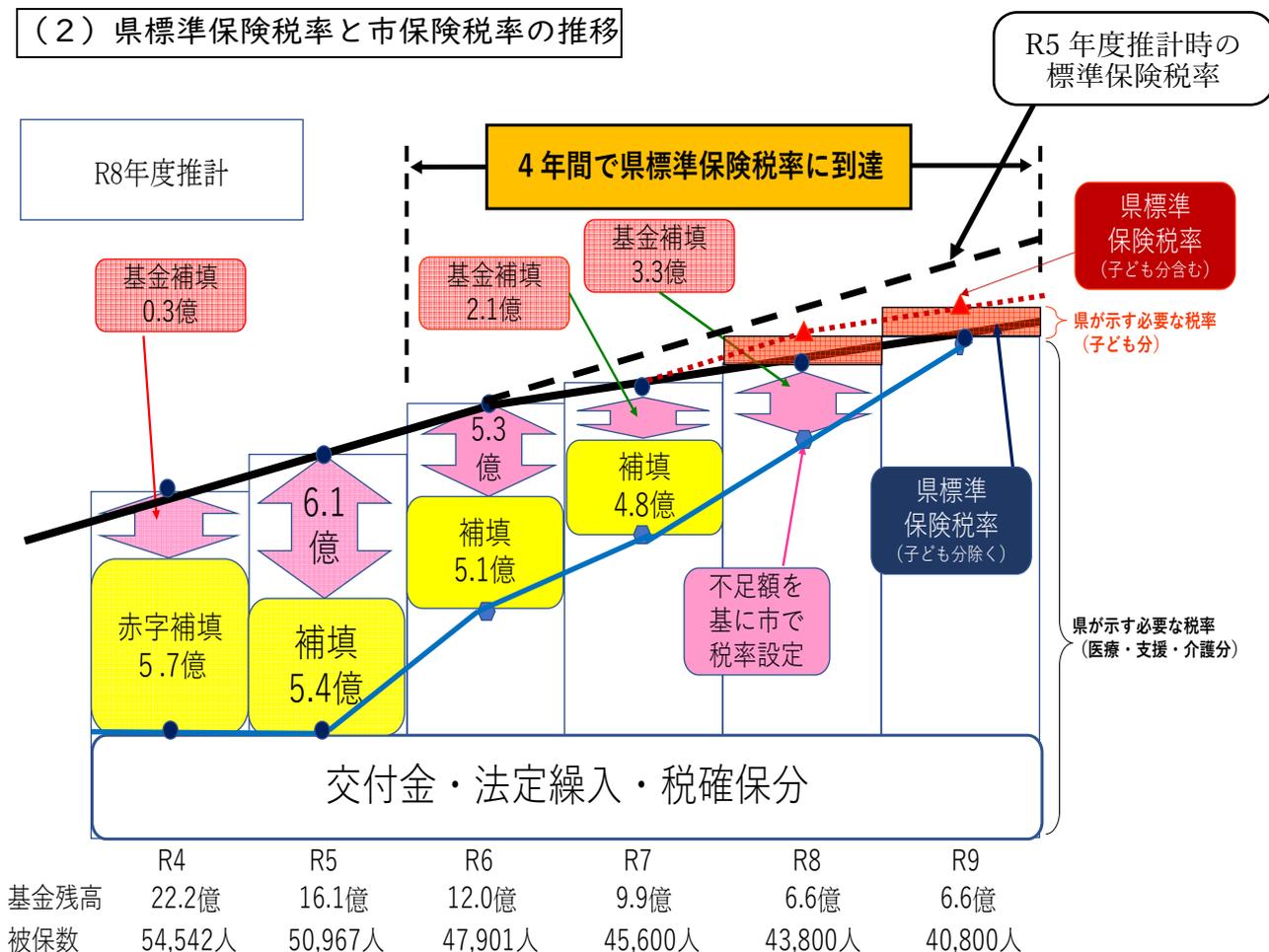
議題2 国民健康保険税の税率改定について

(1) 納付金の推移

納付金は、県が翌年度に県内で必要となる医療費総額を推計し、各市町村の被保険者数や所得水準、医療費水準に応じて按分して積算されます。令和8年度については4月に子ども・子育て支援金制度が開始することから、子ども・子育て支援分（1億5613万円）を加えた納付金となります。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
納付金 (1人当たり納付金)	79億1144万円 (155,047円)	78億6270万円 (163,127円)	75億4307万円 (165,418円)	75億5293万円 (172,390円)
前年度に対する伸び率	9.7%	5.2%	1.4%	4.2%

(2) 県標準保険税率と市保険税率の推移



(3) 令和8年度の税率(案)

税率(案)については、本市の現行税率と、納付金の仮算定結果で示された標準保険税率を比較し、1人当たり平均保険税額を令和5年度推計では前年比約10%増で見込んでいましたが、納付金が緩やかな上昇であるため、令和8年度につきましては、前年比約6.2%増で次のとおり試算しました。また、令和8年4月より子ども・子育て支援金制度が開始されますので、その分(約2.3%)が加算されます。

令和8年度税率(案)

		標準 保険税率	現行税率	令和8年度 (案)	改定幅
所得割	基礎	7.72%	6.80%	7.30%	0.50%
	後期	2.74%	2.30%	2.60%	0.30%
	介護	2.50%	1.90%	2.20%	0.30%
	子ども	0.26%	—	0.26%	0.26%
均等割	基礎	33,477円	29,600円	31,600円	2,000円
	後期	11,805円	11,000円	11,400円	400円
	介護	12,778円	11,800円	12,290円	490円
	子ども	1,113円※1	—	1,113円	1,113円
		57円※2	—	57円	57円
平等割	基礎	21,490円	22,000円	22,000円	0円
	後期	7,578円	9,000円	9,000円	0円
	介護	6,327円	6,200円	6,270円	70円
	子ども	720円	—	720円	720円

※1 被保険者に係る均等割

※2 18歳以上被保険者に係る均等割。18歳未満からは、被保険者均等割を徴収しないため、この分の必要な額は、すべての18歳以上の被保険者に按分して徴収することになります。

(4) 世帯ごとの影響(給与収入モデルケース)

今回の税率改定によって、どんな世帯にどんな影響が生じるのか、いくつかのモデルケースを用いて試算しました。

世帯状況	9.2%			4.0%			6.2%			2.3%			8.5%	
	6年度	7年度	8年度(案)	6-7差額 (増加率)	基礎・後期・介護 (増加率)	子ども (増加率)	合計 (増加率)							
単身世帯 介護あり 所得 0円 7割軽減世帯	25,900 円	26,800 円	28,100 円	900円 (3.5%)	800円 (3.0%)	500円 (1.9%)	1,300円 (4.9%)							
単身世帯 介護あり 所得 58万円(123万円)※1 5割軽減世帯	59,100 円	61,200 円	65,600 円	2,100円 (3.6%)	3,100円 (5.1%)	1,300円 (2.1%)	4,400円 (7.2%)							
単身世帯 介護あり 所得 85万円(150万円) 2割軽減世帯	113,600 円	117,700 円	127,300 円	4,100円 (3.6%)	7,000円 (5.9%)	2,600円 (2.3%)	9,600円 (8.2%)							
2人世帯 介護なし 所得 夫200万円(297.6万円) 妻0円	244,900 円	255,000 円	279,500 円	10,100円 (4.1%)	17,400円 (6.8%)	7,100円 (2.8%)	24,500円 (9.6%)							
3人世帯 介護なし、子ども1人 所得 夫300万円(430.4万円) 妻0円 未就学児軽減	351,200 円	366,300 円	402,600 円	15,100円 (4.3%)	26,600円 (7.3%)	9,700円 (2.6%)	36,300円 (9.9%)							
4人世帯 介護2人、子ども2人 所得 夫600万円(790万円) 妻100万円(165万円)	858,900 円	898,500 円	995,700 円	39,600円 (4.6%)	78,200円 (8.7%)	19,000円 (2.1%)	97,200円 (10.8%)							
4人世帯 介護2人 所得 夫1,000万円(1,195万円) 妻0円 限度額到達	1,040,000 円	1,060,000 円	1,120,200 円	20,000円※2 (1.9%)	30,000円※3 (2.8%)	30,200円※4 (2.9%)	60,200円 (5.7%)							

※1 ()内は給与収入の金額で、所得は給与収入から控除額を差引いた金額

※2 後期高齢者支援金分課税額の課税限度額を22万円から24万円に引き上げたことによるもの

※3 基礎課税分課税額の課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分課税額の

課税限度額を24万円から26万円に引き上げたことによるもの

※4 子ども・子育て支援金については、国から課税限度額が示されていないため考慮していません